別紙２　開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

開示しない部分	該当箇所 （別紙１の NO.による）	根拠規定	理由
事件番号	NO.１ないし３	東京都情報公開条例（以下「条例」という。）７条２号	事件番号は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、係属裁判所とともにこれを公にすれば、受訴裁判所で訴訟記録の閲覧が可能となり、閲覧した訴訟記録と照合することにより、当該事件の記録中の個人の氏名・住所等、特定の個人を識別することができることになるため。
不動産の所在・地番	NO.1、2	条例７条３号	特定の法人の所有する不動産の所在・地番・家屋番号を公にすることにより、当該法人の保有する資産の状況が明らかになり、当該法人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。
裁判官の印影	NO.1	条例７条４号	当該印影を開示することにより、印影の偽造等による犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
裁判官の手書き署名	NO.1	条例７条４号	自筆署名を偽造することにより、本人が署名したものであるとの信頼を得やすく、偽造等による犯罪行為のおそれがあるため。